

第3回医療的ケア児童生徒通学支援研究会議 次第

日時：平成28年(2016年)3月23日(水) 10:00～12:00

場所：滋賀県庁北新館5-F会議室

1 開会

2 議題

- ・医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業の成果と課題について
- ・今後の方向性について

3 閉会

【配付資料】

- 資料1 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議設置要綱
- 資料2 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議委員名簿
- 資料3 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議公開方針
- 資料4 医療的ケア児童生徒通学支援実証研究中間実績報告
- 資料5 送迎日程一覧表
- 資料6 平成28年度 実証研究事業関連予算概要

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議設置要綱

(設置等)

- 第1条 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「要医療的ケア児童生徒」という。）の送迎における保護者の負担軽減に向けて、どのような方法が可能か取組の方向性を探るため、医療的ケア児童生徒通学支援研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。
- 2 研究会議は、次に掲げる事項について研究を行うものとする。
- (1) 要医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援に関すること
 - (2) 要医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援の実証研究に関すること
 - (3) その他研究会の設置の目的達成のために必要な事項

(構成)

- 第2条 研究会議は、12人以内の委員で構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、滋賀県健康医療福祉部長（以下「健康医療福祉部長」という。）および滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が協議の上、選任する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 医療関係者
 - (3) 福祉関係者
 - (4) 関係行政職員
 - (5) 学校関係者
 - (6) その他適当と思われる者

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、選任された日から平成28年3月31日までとする。

(座長)

- 第4条 研究会議に座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、研究会議の委員として会議の進行を行う。

(会議)

- 第5条 研究会議は、健康医療福祉部長および教育長が招集する。
- 2 研究会議は、公開とする。ただし、健康医療福祉部長および教育長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 健康医療福祉部長および教育長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

- 第6条 研究会議の運営に必要な事務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課および滋賀県教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(委任)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、健康医療福祉部長および教育長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年5月31日から施行する。

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議委員名簿

資料 2

氏 名	所 属	職
青木 勝治	滋賀県市長会 (近江八幡市福祉子ども部)	次長 兼 障がい福祉課長
安藤 宗久	県教育委員会学校支援課 特別支援教育室	室長
市川 忠稔	県健康医療福祉部障害福祉課	課長
神辺 功	滋賀県町村会 (豊郷町保健福祉課)	課長
木下 康幸	県立甲良養護学校	学校長
口分田 政夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長
古株 ひろみ	滋賀県立大学人間看護学部	准教授
多久島 尚美	訪問看護ステーション連絡協議会 (訪問看護ステーションちょこれーと)	所長
巽 友弘	滋賀県町村教育長会 (愛荘町教育委員会教育振興課)	参事
中島 秀夫	滋賀県障害者自立支援協議会	事務局長
前田 利幸	滋賀県都市教育長会 (彦根市教育委員会教育部学校教育課)	課長
村井 龍治	龍谷大学社会学部	学部長

アイウエオ順 (敬称略)

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議 公開方針

第1 趣旨

この方針は、医療的ケア通学支援研究会議（以下、「研究会議」と言う。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱い

- 1 研究会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、研究会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について意見を述べる場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な意見聴取に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第3 会議の開催の周知

研究会議は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ会議開催案内を作成し、原則会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで）にインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

第4 公開の方法等

研究会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長（以下、「障害福祉課長」と言う。）および滋賀県教育委員会事務局学校支援課長（以下、「学校支援課長」と言う。）が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあつても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 会議の一部を非公開とする場合、障害福祉課長および学校支援課長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (4) 傍聴者は、抽選により決定する。ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、定員内で先着順により決定する。
- (5) 障害福祉課長および学校支援課長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において会議概要を作成し、原則として1か月以内に会議資料とともに県民活動生活課県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項については、公開しないこととすることができる。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、障害福祉課長および学校支援課長が必要の都度定めるものとする。

医療的ケア児童生徒通学支援実証研究中間実績報告(平成 28 年 2 月末現在)

1 委託事業所(訪問看護ステーション)

- (1) 株式会社びわこナーシング(訪問看護ステーション オリーブ)
(送迎開始)平成 28 年 2 月 4 日 (送迎区間)登校 10 回 下校 6 回
(必要な医療的ケア)喀痰吸引、胃瘻、気管切開カニューレ挿入、パルスオキシメーター状態観察
- (2) 社会福祉法人びわこ学園(訪問看護ステーション ちょこれーと)
(送迎開始)平成 28 年 1 月 18 日 (送迎区間)登校 6 回 下校 8 回
(必要な医療的ケア)人工呼吸器の管理、気管・口腔吸引、経管栄養管理、急変時対応

2 関係者からの感想・意見

○訪問看護ステーション オリーブ

- ・ レスパイト目的ではあるが、連続した日での送迎となり、もう少し余裕のある日程の中で家族と相談出来たら良いと思う。
- ・ 体調不良でのキャンセルは、ある程度仕方が無いが、冬季は季節的に体調不良も多くなるのではないかとと思われる。
- ・ 吸引が多く必要であったり、送迎時間も長かったが、様子も良く分かっている子であったのでトラブルもなく送迎出来た。
- ・ 1 人は初めてであったが、送迎中、特にトラブルもなく送迎できた。
- ・ 学校のバスが出る前にお迎えに行き、スムーズに帰宅出来た日は、予定より早くに到着した。
- ・ 入院や体調不良によるキャンセルにて再度、日程調整が必要となった。

(保護者)

- ・ 自宅から学校まで近いが、送迎してもらえるとと思うと助かる。
- ・ 送迎をお願いできることで、仕事にも専念できる。とても助かっている。
- ・ 大変助かっている。もっと早い時期から開始してもらえるとありがたい。

(移動支援事業所等)

- ・ 市町村によって移動支援事業の単価が違うので、ボランティアの気持ちがあればできない。市町村で単価の差がないようにしてほしい。
- ・ 特に問題なく行けている。

○訪問看護ステーション ちょこれーと

- ・ ケア面では、本人の急変リスクを熟知した看護師を派遣しているので、急変時の対応等は安心できる範囲であった。
- ・ いつも来ている訪問看護師・ヘルパーでの送迎だったので、ご本人もご家族も安心して頂けたようで、出発前は不安定であったのに車中での心拍変動や S P O 2 低下などはなく、無事に実施できた。

- ・ 急変があった場合、同乗看護師も次の訪問予定が入っているので、そのあとの調整も必要になり、訪問看護師・移動支援事業所で受けるにはリスクが大きい。
- ・ 移動支援事業所の軽自動車は、揺れが大きく、呼吸器の児童には振動による影響も出やすいので、安全な運行はしてもらっていたが、送迎車として定着するのは無理があると思われる。
- ・ 冬場は雪が降ると車が上がれないなど、軽自動車ではハイリスク、課題である。

(保護者)

- ・ 親のレスパイト的な意味で、月何回かでも利用できる则有難い。送迎時間に要する時間を考えると何もできない日があり、そういった日に利用させてもらいたい。
- ・ 寒い時期で慌ただしかった。良い天候の 때가望ましい。
- ・ 親が送迎しているから安全ではない。一人で運転も医ケアもする方が危険。
- ・ 朝 1 時間、夕 1 時間と自由な時間が増え、負担軽減にはなった。しかし子どもの通学があってこそその保護者のレスパイトだと思っている。
- ・ わが子を「行ってらっしゃい」と玄関で見送ることができ、嬉しさが胸がいっぱいになりながらも、同時にこれが当たり前の登校風景であると強く感じた。他の保護者にも早く感じられるようになってほしい。情報を広く伝えていただきたい。
- ・ 本人の健康状態の引継ぎなどは、細かく丁寧にしていただけたが、学校看護師であればより安心なのではないか。
- ・ 学校の帰りに同じヘルパーさんにお風呂をお願いしていたり、訪問看護に来てもらったりしているので、特定の曜日しか使えなかった。今後の事を考えると現状の（既存の）サービスを応用するのは難しいのではないか。専用の車・運転手、看護師が必要と感じる。

(移動支援事業所等)

- ・ 支援の流れや内容については、特に問題なく、安全に実施できた。
- ・ 普段から関わりのある事業所だったこともあり、ご家族・ご本人も安心はしておられたが、初めての事業所の支援であれば、心労や不安は大きかっただろう。ご家族からも「知らない事業所さんだったら、研究事業に参加していなかったと思う」と伺っている。
- ・ 寒い時期に慌ただしく行うのではなく、気候の良い時期に計画的に行う方が良いのではないか。また、年度の早い時期に行う方が、次年度につなげられる研究となるのではないか。
- ・ 実証研究中の交通事故などの場合の補償等について検討が必要。
- ・ 研究の目的が「家族の負担軽減」ではなく、「本人の通学支援」であってほしい。また、月数回の支援だけでは到底「家族の負担軽減」には結びつかないのではないか。
- ・ 福祉サービスを利用しての研究を重ねることに意味はあるか。方向性が不明瞭で、尚且つ、研究に協力した事業所に対して加算も何もないことはどのように考えられているのか。
- ・ 訪問看護と訪問介護が同一事業所であったからこそ、スムーズにいった部分も大きかったのではないか。

【1月】		A		B		C		D		E	
		登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校
18	月				○						
19	火			○							
20	水										
21	木										
22	金										
25	月				○						
26	火			○							
27	水										
28	木										
29	金										

【2月】		A		B		C		D		E	
		登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校
1	月										
2	火			○							
3	水										
4	木						○				
5	金							○	○		
8	月	○			○	○			○		
9	火										
10	水										
11	木										
12	金		○								
15	月				○						
16	火			○		○					○
17	水									○	
18	木					○	○			○	
19	金		○							○	
22	月	○									
23	火					○	○				
24	水									○	
25	木										
26	金		○							○	
29	月				○						

【3月】		A		B		C		D		E	
		登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校
1	火			○							
2	水		○								
3	木						○				
4	金	○								○	○
7	月					○				○	
8	火										
9	水										
10	木									○	○
11	金	○									
14	月										
15	火										
16	水										

		A		B		C		D		E	
		登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校
~3/16	計	4	4	5	5	5	4	1	2	7	3

平成 28 年度 実証研究事業関連予算概要

【事業内容】

1 医療的ケア児童生徒保護者支援実証研究事業

1, 670千円

県立特別支援学校の登下校時に、医療的ケアが必要な児童生徒の送迎を行う保護者の負担軽減の方策について、実証的に検証する。実施方法は、市町が行う障害福祉サービスである移動支援事業などを活用し、送迎車両に看護師を添乗させ、医療的ケアが必要な児童生徒を送迎する。

(対 象) 登下校時に医療的ケアが必要なため、毎日送迎を行っている保護者

(委 託 先) 市町、訪問看護ステーション

(委託内容)

○送迎車両に看護師を添乗させ県立特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒の送迎を実施する。

○保護者、事業所、看護師間の送迎日程の調整を行う。

○送迎中の医ケアの頻度、実際に要した移動時間、移動ルート、保護者との連絡体制、その他安全な実施にかかる課題等を含め、実績を整理し報告する。

(期 間) 5か月間程度 1人あたり10回×12人 (全120回)

(必要経費) 委託料 (137千円×12人)、連絡調整費

2 医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議

132千円

学校現場、関係部局、市町等からなる研究会議を開催し、実証研究の成果や課題について検証し、各市町などの意見も聴取しながら、保護者の負担軽減に向けて、どのような方法が可能か取組の方向性を探るため調査研究を進める。

(構成メンバー) 12名程度

(事業内容) 会議の開催

(必要経費) 謝金、旅費 (132千円)

(今後の予定)

- ・平成28年度の実証研究事業を夏季には開始できるよう、市町との調整を進める。また、事業開始にあわせ、研究会議を開催する。